

まかせて安心!! 電気保安のパートナー

お客さまのための

〈第87号〉

電気と管理

一般社団法人 東北電気管理技術者協会

低濃度PCB含有機器の期限内処理に向けて

処分期限がせまっています!!

令和9年(2027年)3月31日まで

1. 概要

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、その特性から電気機器の絶縁油にも使用されておりましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。1968年にPCBが混入した食用油が原因で健康被害を発生させたカネミ油症事件があり、それにより製造が禁止されたものです。

PCBはその有用性から広範囲で使用されていましたが、その危険性が明らかになったため、1972年に製造が中止になりました。しかしながら、それまでに製造された機器の中には、さらなる環境汚染が懸念されたことから、確実かつ適正な処理を推進する目的で、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(第136号)」が公布され、同年7月15日から施行されました。

PCBが使用された代表的な電気機器には、変圧器(トランス)やコンデンサがあり、お客様の電気室にも使用されているものがあります。今回、低濃度PCB含有機器の処理について、以下のとおり解説いたします。

(変圧器)



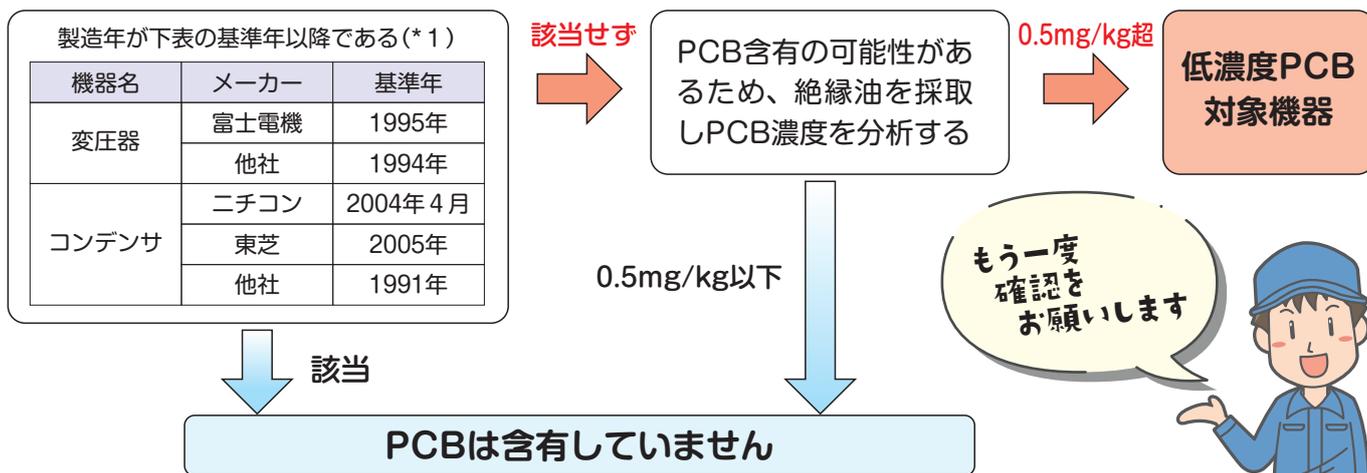
(コンデンサ)



古い機器は心配だなあ!



2. 低濃度PCBかどうかの判別方法



(*1)メーカーごとの基準年は、経済産業省・環境省発行のパンフレット(令和5年10月版)及び、各メーカーのHPより抜粋したものです。

3. PCB濃度の調査方法

- ①調査対象の機器から絶縁油を採取し、専門業者による分析を行います。
- ②対象の機器が充電状態にある場合は、停電して十分な安全に配慮することが必要です。
- ③機器内部用の点検口がある機器(変圧器など)は、その蓋を開けて採取しますので、調査結果PCBが含有していない場合は継続して使用できます。
- ④点検口がない機器(コンデンサなど)は、ドリルで穴をあけるなど、機器を破壊する必要がありますので、再使用できなくなります。あらかじめ機器の更新工事を行った上で調査を行う必要があります。

4. 調査結果による機器の対処方法

- (1) PCBが含有されていない場合 (PCB濃度が0.5mg/kg以下の場合)
 - ・継続して使用することができます。
 - ・廃棄する場合は、通常の産業廃棄物として処分することができます。
- (2) 低濃度PCB対象機器になった場合 (PCB濃度が0.5mg/kgを超えた場合)

機器区分	届出と適正保管	処 理
使用中	「低濃度PCB含有電気工作物」として、所轄の産業保安監督部へ「PCB含有電気工作物設置等届出書」を提出します。	速やかに使用を「廃」電路から取外し(機器の更新が必要になる場合)、 「低濃度PCB汚染廃電気機器等」として処分します。
使用廃止 保管中	使用中に産業保安監督部へ「PCB含有電気工作物設置等届出書」を提出している場合は、その「廃止届出書」を提出の上、 「低濃度PCB汚染廃電気機器等」として、所轄の知事(または政令で定められた市長)の届出が必要になります。	特定の処理事業者により、廃棄処理を行う必要があります。 低濃度PCB廃棄物の処理事業者には、環境大臣が個別に認定する「無害化処理認定事業者」と都道府県知事などからPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

(3) 低濃度PCB対象機器の保管基準

- ①周囲に囲いがあること
- ②見やすい箇所に掲示板を設けること
- ③飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講じること
- ④他のものが混入しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること
- ⑤容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講ずること
- ⑥高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ⑦腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- ⑧保管事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと

特別管理産業廃棄物

PCB廃棄物保管場所

管理者名：

連絡先：

掲示板(例)

処分期限がせまっています！！

令和9年(2027年)3月31日まで

電気と管理

〈第87号〉

発行



一般社団法人 東北電気管理技術者協会

仙台市青葉区花京院二丁目1-11 プレシーザ仙台ビル

TEL(022)261-6015(代) FAX(022)261-6078

編集 一般社団法人 東北電気管理技術者協会 広報委員会